

(別紙)

確認検査業務手数料

令和7年4月1日改定  
株式会社 国際確認検査センター  
(単位:円)

第一 建築物の確認検査

床面積の合計 *1 *3 *4	確認手数料 *2 *5 *11 *12 *13 *14	中間検査手数料 *6	完了検査手数料 *7 *8 *9 *10	
			省エネ適判なし	省エネ適判あり*9
100㎡以内	44,000	42,000	46,000	55,000
100㎡超え 200㎡以内	57,000	55,000	57,000	68,000
200㎡超え 300㎡以内	80,000	72,000	80,000	96,000
300㎡超え 500㎡以内	128,000	107,000	100,000	138,000
500㎡超え 1,000㎡以内	149,000	125,000	135,000	162,000
1,000㎡超え 2,000㎡以内	253,000	153,000	184,000	220,000
2,000㎡超え 3,000㎡以内	311,000	176,000	209,000	250,000
3,000㎡超え 4,000㎡以内	369,000	194,000	229,000	274,000
4,000㎡超え 5,000㎡以内	430,000	216,000	251,000	301,000
5,000㎡超え 6,000㎡以内	481,000	232,000	279,000	334,000
6,000㎡超え 8,000㎡以内	522,000	252,000	309,000	370,000
8,000㎡超え 10,000㎡以内	553,000	272,000	334,000	400,000
10,000㎡超え 15,000㎡以内	588,000	295,000	366,000	439,000
15,000㎡超え 20,000㎡以内	660,000	330,000	408,000	489,000
20,000㎡超え 50,000㎡以内	801,000	411,000	494,000	592,000
50,000㎡超え 100,000㎡以内	1,310,000	775,000	816,000	979,000
100,000㎡超え 200,000㎡以内	1,892,000	1,111,000	1,170,000	1,404,000
200,000㎡超え	2,134,000	1,420,000	1,480,000	1,776,000

- \*1 建築面積のみが発生する場合には、建築面積を床面積と読み替え、適用します。
- \*2 建築物で計画変更申請(直前の確認をCIASから受けている場合に限る)は、全体の床面積の手数料に対して、原則として構造審査がある場合は70%、それ以外は50%(小規模な計画変更については30%)を掛けた額とします。ただし、床面積が増加する部分にあつてはその部分の床面積の手数料を加算します。
- \*3 建築物の移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替及び用途を変更する場合は、確認及び完了検査をCIASから受けている場合に限り、当該対象面積の1/2とします。
- \*4 増築申請等で既存建築物への遡及適用がある場合は、当該遡及部分の床面積も増加する床面積に含みます。
- \*5 確認申請時にあらかじめ検討事項が含まれる場合は、当該あらかじめ検討部分に対して手数料を加算します。
- \*6 出張旅費は検査手数料に加算します。
- \*7 直前の建築確認又は中間検査を当社以外の他の機関で受けた建築物の中間検査又は完了検査については、中間検査又は完了検査手数料に確認手数料の50%を加算します。
- \*8 完了検査時に追加検討資料の提出があつた場合は、計画変更申請に準じて手数料を別途加算します。
- \*9 完了検査手数料の「省エネ適判」とは、建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定のことをいいます。
- \*10 省エネ適判ありの完了検査手数料の表示額は、建築する部分の全てが省エネ適判を要する場合の完了検査の手数料です。建築する部分の一部が省エネ適判の対象となる場合の完了検査手数料は、省エネ適判なしの完了検査手数料の額に、その額の20%の額に省エネ適判を要する部分の床面積を検査対象床面積で除した数値を乗じて得られる額(1,000円未満は切り捨て)を加算します。
- \*11 当社で仮使用認定を受けた建築物の完了検査手数料は、床面積の合計から認定に係る部分の床面積を差し引いた床面積による額とします。床面積の全てが仮使用認定の対象となる場合には100㎡以内の手数料を適用します。
- \*12 申請が複数棟(構造上の別棟を含む)である場合(床面積の合計が300㎡を超えるものに限る)は、手数料の10%又は20%を加算します。
- \*13 床面積の合計が300㎡以内で、仕様規定による構造強度に係る審査がある場合は、棟毎に一律20,000円を手数料に加算します。
- \*14 省エネ適合性判定が不要の仕様基準で評価されている場合、一戸建て住宅は25,000円を手数料に加算します。共同住宅及び長屋等は50,000円+3,000円×住戸数を手数料に加算します。
- 構造計算でルート2の基準審査又はルート3の構造計算適合性判定図書との整合性審査がある場合、小規模伝統的木造建築物等基準で特例による場合は、第二の区分に応じて棟毎に手数料を加算します。
- 避難安全検証法等の審査がある場合は、第二の区分に応じて棟毎に手数料を加算します。
- 60mを超える大臣認定を要する超高層建築物等は別途手数料が設定されています。
- 申請物件について、確認時期に関わらず審査請求があつた場合又は民事訴訟となつた場合は、別途手数料が必要となります。
- 床面積に算入されない構造上重要な部分を有する場合は、個別協議によりその面積を加算した手数料とします。
- 審査終了後に大幅な変更等により再審査が必要となつた場合は、審査の進捗に応じて50~70%を加算します。
- 構造計算にMidasやFAP-3等の一貫構造計算以外の計算方法を使用した場合は、当該棟の面積に応じた手数料を100%加算します。
- 既存不適格建築物の耐震診断に関する構造審査が必要な場合は、当該棟の面積を加算した手数料とします。
- 軽微変更は報告毎に5,000円とします。

第二 建築物の確認(加算分)

(単位:円)

床面積の合計	加算手数料					
	避難安全検証法	耐火・防火区画性能検証法	限界耐力計算法 エネルギー法	構造審査有	ルート2、伝統木造	ルート3
300㎡以内	20,000	20,000	30,000	40,000	100,000	10,000
300㎡超え 500㎡以内	20,000	20,000	30,000	0	100,000	10,000
500㎡超え 1,000㎡以内	20,000	20,000	30,000	0	120,000	10,000
1,000㎡超え 2,000㎡以内	20,000	20,000	30,000	0	150,000	10,000
2,000㎡超え 10,000㎡以内	35,000	35,000	50,000	0	200,000	10,000
10,000㎡超え 50,000㎡以内	50,000	50,000	70,000	0	300,000	10,000
50,000㎡超え	75,000	75,000	100,000	0	500,000	10,000

### 第三 建築設備及び工作物の確認検査

(単位:円)

区 分		確認手数料 *2 *7	計画変更 確認手数料	完了検査手数料 *1 *2 *3			
エレベーター、エスカレーター		30,000	20,000	35,000			
小荷物専用昇降機		15,000	12,000	25,000			
型式部材等製造者認証のホームEV及び小型EV等		15,000	12,000	25,000			
工作物	令138条第1項 (広告塔・鉄柱・ 擁壁等)	高さ及び幅:10m以下	40,000	27,000	30,000		
		高さ及び幅:20m以下	60,000	40,000	45,000		
		高さ又は幅:20m超	100,000	67,000	75,000		
	令138条 第2項	第一号	観光用エレベーター等	50,000	34,000	38,000	
			(イ) コースター等の高架の遊戯施設	220,000	145,000	165,000	
		第二号	(ロ) 高架(勾配5度未満)を走行する遊戯施設*4	160,000	105,000	120,000	
			(ハ) (イ)及び(ロ)以外の高架の遊戯施設*5	180,000	118,000	135,000	
		第三号	(イ) 観覧車等の 遊戯施設	高さ30mを超えるもの	250,000	165,000	188,000
				高さ30m以下のもの	220,000	145,000	165,000
	(ロ) (イ)以外の原動機使用の遊戯施設*6	120,000	80,000	90,000			
特殊な工作物、令138条第3項等		個別相談による					

- \*1 出張旅費は検査手数料に加算します。
- \*2 完了検査時に追加検討資料の提出があった場合は、計画変更申請に準じて手数料を別途加算します。
- \*3 当社で仮使用認定を受けた建築設備及び工作物の完了検査手数料は、1/2とします。
- \*4 遊戯施設告示第1419号別表一の(一)モノレールを表す。
- \*5 遊戯施設告示第1419号別表一の(三)ウォーターシュート(四)ウォータースライド(五)パラシュートタワーを表す。
- \*6 遊戯施設告示第1419号別表二の(一)から(七)のうち(四)観覧車以外の遊戯施設(メリーゴーラウンド等)を表す。
- \*7 既存建築物に昇降機を設置する場合で既存建築物についての構造審査が必要なものについては、確認手数料を2倍とします。

### 第四 建築物の仮使用認定

(単位:円)

認定申請部分の床面積の合計		仮使用認定手数料 *1 *2	
		省エネ適判なし	省エネ適判あり *3
100㎡以内		52,000	62,000
100㎡超え	200㎡以内	65,000	78,000
200㎡超え	500㎡以内	92,000	110,000
500㎡超え	1,000㎡以内	155,000	186,000
1,000㎡超え	2,000㎡以内	211,000	253,000
2,000㎡超え	3,000㎡以内	240,000	288,000
3,000㎡超え	4,000㎡以内	263,000	315,000
4,000㎡超え	5,000㎡以内	288,000	345,000
5,000㎡超え	6,000㎡以内	320,000	384,000
6,000㎡超え	8,000㎡以内	355,000	426,000
8,000㎡超え	10,000㎡以内	384,000	460,000
10,000㎡超え	15,000㎡以内	420,000	504,000
15,000㎡超え	20,000㎡以内	469,000	562,000
20,000㎡超え	50,000㎡以内	568,000	681,000
50,000㎡超え	100,000㎡以内	938,000	1,125,000
100,000㎡超え	200,000㎡以内	1,345,000	1,614,000
200,000㎡超え		1,700,000	2,040,000

- \*1 出張旅費は検査手数料に加算します。
- \*2 仮使用認定手数料の「省エネ適判」とは、建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定のことをいいます。
- \*3 省エネ適判ありの仮使用認定手数料の表示額は、建築する部分の全てが省エネ適判を要する場合の仮使用認定の手数料です。  
建築する部分の一部が省エネ適判の対象となる場合の完了検査手数料は、省エネ適判なしの仮使用認定手数料の額に、その額の20%の額に省エネ適判を要する部分の床面積を仮使用に係る部分の床面積で除した数値を乗じて得られる額(1,000円未満は切り捨て)を加算します。

### 第五 建築設備及び工作物の仮使用認定

建築設備及び工作物の仮使用認定手数料は、別表第三に規定する完了検査手数料を適用します。

### 第六 確認検査業務手数料の減額

継続して年間20件以上の申請が見込める場合、確認検査業務手数料を5%から15%の範囲で減額することができる。